

件名	知事の香典について
受付日	令和元年 10月 25日
ご意見・ご提案の概要	知事の香典は、廃止すべきではないか。
県の考え方	<p>公職選挙法では、知事を含め政治家が、選挙区内の方に対して香典をお渡しすることは、いかなる名義であっても禁止されていますが、政治家本人が参列する告別式あるいは通夜において、その場でお渡しする香典に限り認められています。</p> <p>また、香典等の知事交際費については、県行政の円滑化を目的に、当該支出の性質、内容、目的、金額、効果等を総合的に勘案し、社会通念上相当な範囲の儀礼的なものだけに限り支出しています。</p> <p>今後も引き続き、適正な執行に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
担当課	知事直轄 秘書課